

新北九州市立八幡病院移転改築工事

入札説明書

平成27年8月

北九州市病院局

第1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は北九州市病院局（以下「病院局」という。）が実施する新北九州市立八幡病院移転改築工事（以下「本工事」という。）に係る総合評価一般競争入札を実施するにあたり、本工事への入札を希望する者（以下「入札参加者」という。）に交付するものである。

本工事は、政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品または特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

別添の要求水準書、落札者決定基準、技術提案書作成要領、様式集は入札説明書と一体のものであり、契約書（案）は参考として提示するものである。

入札説明書と要求水準書との間に異なる点がある場合の優先順位は、入札説明書、要求水準書の順とする。また、入札説明書に記載のない事項については、北九州市及び病院局が定めた条例・規則などの公表資料によるものとする。

第2 事業の概要

1 工事名

新北九州市立八幡病院移転改築工事

2 工事場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目1番9ほか

3 敷地面積

24,561.38 m²（別途工事である院内保育所、救急ワークステーション用地を含む）

4 構造・規模等

（1）病院棟

鉄骨造、免震構造、地上7階建

建築面積 4,855.25 m²

延床面積 26,640.03 m²

（2）エネルギーセンター棟

鉄骨造、耐震構造、地上2階建

建築面積 615.1 m²

延床面積 654.5 m²

（3）渡り廊下

鉄骨造、耐震構造

建築面積 33.47 m²

延床面積 33.47 m²

(4) 附属建物

キャノピー、車庫（車いす使用者用上屋）、屋外倉庫、液酸タンク置場

5 業務内容

(1) 実施設計業務

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事 一式

対象施設 病院棟、エネルギーセンター棟、渡り廊下、附属建物、管理棟との接続工
事他

(2) 建設工事

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事 一式

対象施設 病院棟、エネルギーセンター棟、渡り廊下、附属建物、管理棟との接続工
事他

(3) 建築計画通知、構造評定等に必要書類作成及び申請手続き 一式

(4) 設計監理業務

建設工事段階における設計意図の正確な伝達や、工事材料、設備機器等選定への助言
等の業務

(5) その他、上記業務内容を実施するために必要となる関連業務

6 工期

契約締結の日から平成30年9月30日まで

ただし、(1) 実施設計業務の履行完了期限は平成28年8月31日までとする。

7 予定価格

121億7,808万円（消費税及び地方消費税等相当額を含む。）

8 請負代金の支払方法

(1) 前金払

する。ただし3億円を限度とする。

各年度ごとの内訳は下記の通りとする。

支払年度	前金払支払限度額
平成27年度	なし
平成28年度	平成28年度工事出来高予定額の40%以内
平成29年度	平成29年度工事出来高予定額の40%以内

平成30年度	平成30年度工事出来高予定額の40%以内
--------	----------------------

(2) 中間前金払

する。(中間前金払を選択した場合に限る。) その金額は、その年割額の20%以内とする。
 なお、中間前金払は下記の要件に該当する場合に請求できる。

- ア 当該年度における工事実施期間の2分の1を経過していること。
- イ 工程表による当該年度における工事実施期間の2分の1を経過するまで実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が当該年度の出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- エ 当該工事の当該年度における工事実施期間中に、部分払又は部分引渡しに係る支払いの請求をしていないこと。

ただし1億5千万円を限度とする。

(3) 部分払

する。(部分払を選択した場合に限る。) 部分払は、16回以内とする。

(4) 完成払

本工事完成後に支払う。

(5) 各年度の支払限度額及び出来高予定額

各年度の支払限度額及び出来高予定額は、下表による。

支払年度	支払限度額	本工事出来高予定額
平成27年度	¥0円	¥0円
平成28年度	¥649,090千円	¥721,213千円
平成29年度	¥7,682,880千円	¥8,536,534千円
平成30年度	契約金額—前年度までの 実支払金額	残額

※前金払、中間前金払及び部分払金の当該年度の累計は、その年度の支払限度額を超えることはできない。

第3 事業者の募集等に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

本工事は総合評価一般競争入札によって事業者を決定する。

なお、本工事は政府調達協定の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」が適用される。

2 本工事の設計及び施工に関する要求水準等

本工事を実施する上で、事業者が実施すべき業務及び内容は、要求水準書として提示する。

3 入札参加者の資格及び落札者決定について

本工事の入札に参加できる者の資格及び条件、ならびに落札者決定に関する事項は本書に示す。

第4 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、建設工事を担当する企業2社以上と、実施設計業務及び設計監理業務（以下「設計業務等」という。）を担当する企業2社以上で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
- (2) 共同企業体の構成における代表者とは、建設工事を担当する企業のうち、共同企業体を代表し、入札参加手続き等を行うものであり、企業の中で出資比率が最大の者をいう。
- (3) 共同企業体の構成における構成員とは、代表者以外の者をいう。
- (4) 共同企業体の出資比率は、本工事に要する経費のうち、建設工事に相当する経費について代表者及び建設工事を担当する各構成員の出資比率がそれぞれ10%以上となるようにし、設計業務等に相当する経費について設計業務等を担当する各構成員の出資比率がそれぞれ10%以上となるようにすること。
- (5) 入札参加者は、参加表明書等提出の際に代表者及び構成員及び担当分野を明記し、必ず代表者が入札参加手続きを行うこととする。
- (6) 共同企業体の代表者及び構成員は、本工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の代表者及び構成員として参加してはならない。

2 入札参加者の参加資格要件

共同企業体の代表者及び構成員は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 参加表明書の受付日から契約締結までの期間に、北九州市（病院局、上下水道局、交通局を含む。）から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者でないこと。
- (6) 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。

- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係にある者（従業員を含む）でないこと。
- (10) 新北九州市立八幡病院移転改築工事技術評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員が属する組織、もしくは企業またはその組織、もしくは企業と資本面又は人事面において関係がない者であること。

なお、本書において、「資本面において関係がある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- (11) 新北九州市立八幡病院移転改築事業者選定支援業務委託の受託者、及び再委託を受けた者が属する組織、もしくは企業またはその組織、もしくは企業と資本面又は人事面において関係がない者であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、北九州市発注の建設コンサルタント業務、建設工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱別表3に掲げる要件に該当する者でないこと。

3 入札参加者の業務遂行能力に関する参加資格要件

共同企業体の代表者及び構成員は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。なお、本項における専任とは、法令に特段の定めがあるものを除き、専ら本工事の工期中、継続して本工事に関する業務に従事するものとし、止むを得ない事由の他は他の者と交代しないことをいう。

(1) 本工事の設計業務を行う者

ア 北九州市病院局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号。以下「業務等参加資格審査規則」という。）第7条第1項の有資格者名簿（以下「設計業務有資格者名簿」という。）に記載されている者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

ウ 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に、300床以上の病院の

新築、増築、改築に係る工事の実施設計業務を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分が300床以上のものとする。

エ 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に、延べ面積10,000㎡（1棟）以上の免震構造を有する建築物の新築、増築、改築に係る工事の実施設計業務を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分の面積が10,000㎡（1棟）以上のものとする。

オ 管理技術者として、一級建築士の資格を有するものを専任で配置することができること。なお、配置する技術者はウ及びエの実績を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

カ 建築意匠設計担当者として、一級建築士の資格を有するものを専任で配置することができること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

キ 建築構造設計担当者として、構造設計一級建築士の資格を有するものを専任で配置することができること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

ク 電気設備設計担当者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有するものを専任で配置することができること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

ケ 機械設備設計担当者として、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有するものを専任で配置することができること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

コ 設計業務を行う構成員は、少なくとも1者はアからケのすべての要件を満たし、その他の者はア及びイの要件を満たすこと。

(2) 本工事の施工業務を行う者

ア 北九州市病院局建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市病院局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「工事等参加資格審査規則」という。）第7条第1項の有資格者名簿（以下「建設工事有資格者名簿」という。）に記載されている者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築一式工事にかかる特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成27・28年度北九州市建設工事競争入札参加資格審査申請の際に提出した経

営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（平成27・28年度北九州市建設工事競争入札参加資格審査申請をしていない者にあつては、「4 競争入札参加資格審査の申請」の北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書をいう。以下「総合評定値通知書」という。）の「建設工事の種類」「020 建築一式」の「総合評定値（P）」が1,600点以上であること。

エ 本工事にかかる建設業法第26条第1項に規定する監理技術者または主任技術者を専任で配置することができること。なお、配置する監理技術者または主任技術者は、一級建築施工管理技士または一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得し、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

オ 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に、300床以上の病院の新築、増築、改築に係る工事を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分が300床以上のものとする。

カ 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に、延べ面積10,000㎡（1棟）以上の免震構造を有する建築物の新築、増築、改築に係る工事を完了した実績があること。ただし、増築は増築部分の面積が10,000㎡（1棟）以上のものとする。

キ 共同企業体の代表者が専任で配置する監理技術者はオ及びカの実績を有すること。

ク 建築施工担当者として、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有するものを施工期間中、専任で配置することができること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

ケ 電気設備施工担当者として、一級電気工事施工管理技士、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有するものを施工期間中、専任で配置することができること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

コ 機械設備施工担当者として、一級管工事施工管理技士、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有するものを施工期間中、専任で配置することができること。なお、配置する技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加表明書提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過している者に限る。

サ 建設工事を行う者は、少なくとも1者はアからコのすべての要件を満たすこと。その他の者はアからエまでのすべての要件を満たすこと。ただし、ウの要件のうち「1,600点」とあるものは「900点」と読み替える。

4 入札参加資格審査の申請

この公告にかかる一般競争入札に参加を希望するもので、設計業務有資格者名簿又は建設工事に有資格者名簿に記載されていない者は、北九州市契約室管理課に本入札に参加を希望することを告げた上で、平成27年9月25日までに北九州市測量業務、建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請又は北九州市建設工事入札参加資格審査申請を行わなければならない。

ただし、設計業務有資格者名簿又は建設工事に有資格業者名簿に記載されていた者で、業務等参加資格審査規則第3条第1号又は工事等参加資格審査規則第3条第1項の規定に該当したため、業務等参加資格審査規則第9条第1項又は工事等参加資格審査規則第9条第1項の規定により、一般競争入札参加資格を有する旨の決定を取り消され、その取消の日から1年間（手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分その他法人の経営継続を著しく困難にする事実により当該決定を取り消された場合は、2年間）を経過しないものは参加表明書及び北九州市測量及び建設コンサルタント等入札参加資格審査又は北九州市建設工事入札参加資格審査に関する申請書を提出することができない。

5 代表者、構成員の資格喪失

- (1) 参加資格確認基準日は、参加表明書受付日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、共同企業体の代表者及び構成員が参加資格を欠くに至った場合、当該共同企業体は入札に参加できない。
- (3) 開札日翌日から契約日までの間、落札者である共同企業体の代表者及び構成員が参加資格を欠くに至った場合、病院局は当該共同企業体と契約を締結しない。この場合、病院局は落札者に対して一切の費用負担を負わない。

第5 入札書及び技術提案書

1 入札書について

入札書に記載する入札額は、本工事の設計監理業務等、施工業務及び付帯する諸手続き費用にかかる総額及び内訳を提示すること。入札書に記載する入札額は課税事業者であるにかかわらず、消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」という。）を含まない金額を記載すること。また、入札額に対する内訳明細書を併せて提示すること。

2 技術提案書について

技術提案書は「企業の実績及び配置予定者の実績」と、下記内容に関する「技術提案」を別に定める様式に基づき提出すること。

(1) 事業への取り組み

ア 設計施工一括発注方式を最大限に活用した工期厳守やコスト管理に関する提案

イ 医療機器や情報通信機器などの関連する他工事や別途発注の関連他工事との調整に関する提案

- ウ 工事中の安全対策や近隣住民への配慮に関する提案
- (2) 基本設計に関する認識と改善提案
 - ア 基本設計を尊重しつつ、コスト縮減を念頭においた仮設工事や構造工法などに関する技術的改善提案
 - イ コスト増加を抑制しつつ、将来においても持続可能な病院を目指していくための仕様やシステムなどに関する技術的改善提案
- (3) 維持管理に関する技術的提案
 - ア 維持管理コストの低減に関する技術的提案
 - イ 省エネルギーや自然エネルギーに関する技術的提案
- (4) 業務の推進体制
 - ア 実施設計及び施工時に円滑な事業実施を図るため、発注者との円滑なコミュニケーション確保に関する提案
 - イ 医療現場のニーズを再確認し、多様な要望に対処していくための提案
- (5) その他
 - ア 地元企業の活用に関する提案
 - イ 地場製品の活用に関する提案

第6 入札手続等について

1 入札のスケジュール

入札のスケジュールは次のとおりとする。

公告、入札説明書等配布、質疑受付開始	平成27年 8月24日
参加資格に関する質疑締切	平成27年 9月 4日
参加資格に関する質疑回答	平成27年 9月 9日
参加表明書等の提出期限	平成27年 9月25日
参加資格確認の結果通知、 入札説明書等に関する質疑受付締切	平成27年 9月30日
入札説明書等に関する質疑回答	平成27年10月 7日
入札書・技術提案書受付	平成27年10月29日～11月2日
ヒアリング・開札	平成27年11月18日
契約締結（予定）	平成27年11月26日

2 参加表明書及び資格審査申請書類の提出等について

(1) 参加表明書及び資格審査申請書類の提出

入札に参加しようとする者は、参加表明書及び資格審査申請書類を提出しなければならない。なお、参加表明書及び資格審査申請書類の提出は持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 提出期間

公告の日から平成27年9月25日まで（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午前12時及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

北九州市病院局経営課
北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市本庁舎15階

(2) 資格審査結果の通知

審査結果通知は、(1)による申請を行った者に対し、参加資格確認結果通知書を送付することによって行う。また、参加する資格がないとされた者については結果通知書にその理由を付記する。

(3) 参加資格がない旨の通知を受けた者による説明要求

ア 参加資格がない旨の通知を受けた者は、北九州市病院局長（以下「病院局長」という。）にその理由について説明を求めることができる。理由について説明を求めるときは、平成27年10月9日午後5時（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに、上記(1)イ提出場所に書面を持参し提出すること。

イ 病院局長は、平成27年10月15日までに、説明を求めた者に書面により回答する。

3 入札説明書に関する事項

(1) 入札説明書等の公表・配布

ア 交付期間

上記2(1)アの期間

イ 交付場所

上記2(1)イの場所

(2) 参加資格に関する質問の受付

参加資格に関する質問の受け付けは下記により行う。

ア 受付期間

公告の日から平成27年9月4日午後5時まで

イ 提出方法

指定様式を用い、電子メールで送付すること。

送付先アドレス byou-keiei@city.kitakyushu.lg.jp

(3) 参加資格に関する質問に対する回答

参加資格に関する質問の回答は下記により行う。

ア 回答日

平成27年9月9日

イ 回答の掲示方法

質問に対する回答は病院局ホームページに記載する。

アドレス <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/hospital/bureau/>

(4) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問の受け付けは下記により行う。

ア 受付期間

公告の日から平成27年9月30日午後5時まで

イ 提出方法

指定様式を用い、電子メールで送付する。(送付先は上記(2)と同じ)

(5) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問の回答は下記により行う。

ア 回答日

平成27年10月7日

イ 回答の掲示方法

質問に対する回答は病院局ホームページに記載する。

(掲示アドレスは上記(3)と同じ)

(6) その他

提出された質問の全てについて、回答がなされるとは限らない。

4 資料の貸し出しについて

参加資格がある旨の通知を受けた者に対して、次のとおり基本設計書(抜粋版)を貸与する。

(1) 資料貸与の申し出及び返却

ア 受付期間

平成27年9月30日から平成27年11月2日まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時から午前12時及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

上記2(1)イの場所

ウ 返却期限及び場所

平成27年11月2日午後5時までに貸与を受けた場所に返却すること。

(2) 基本設計書(抜粋版)は電子データ(PDFファイル等)で貸与する。

(3) 資料の貸与を受けるときは貸与申請書を提出すること。

(4) 貸与を受けた資料は、本工事の入札参加に関する目的にのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。また、貸与した資料の複製を禁ずるとともに入札参加者(代表者及び構成員)以外の者に開示してはならない。

5 入札書及び技術提案書の提出等について

(1) 入札書及び技術提案書の提出

参加資格がある旨の通知を受けた入札参加者は、下記により入札書、内訳明細書及び技術提案書を提出すること。

ア 提出期限

平成27年10月29日から平成27年11月2日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から午前12時及び午後1時から午後5時

イ 持参する場合の提出場所

上記2（1）イの場所

ウ 郵送による場合の提出期限

平成27年10月29日から平成27年11月2日午後5時まで

書留郵便を用い、提出期限内に到着するように送付すること。期限を過ぎて到着した場合は受領しない。

エ 郵送する場合の送付先

北九州市病院局経営課 経営課長 あて

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

オ 提出にあたっての注意事項

- (ア) 入札書及び内訳明細書はそれぞれ封筒に入れ厳封し、封筒表面に「入札書在中」、
「内訳明細書在中」と朱書し、裏面に入札参加者名を記入し提出すること。
- (イ) 入札書、内訳明細書、技術提案書の様式及び技術提案書の作成・提出要領は別に定める。

6 ヒアリングについて

(1) ヒアリングの実施

技術提案書を提出したのに対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 日時

平成27年11月18日

時刻は対象者に別途通知する

イ 場所

北九州市役所内会議室（予定）

北九州市小倉北区域内1番1号 北九州市本庁舎15階

ウ ヒアリングの形式

入札参加者から技術提案書の概要について説明を受けた後、評価委員会委員が質問する形で行う。説明時間、質疑時間は別途通知する。

エ 注意事項

- (ア) パネル持込、追加資料の配布は認めない。

(イ) 出席者は3名以内とする。

7 開札、その他の注意事項等について

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年11月18日午後4時

イ 場所

上記2(1)イの場所

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が予定価格を超えているもの

イ この入札説明書に示した入札参加資格のない者がした入札

ウ 資格審査申請書類その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

エ 共同企業体の代表者または構成員が、資格審査申請書類等の提出から入札書提出日までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合

オ 必要な書類が不足しているもの

カ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

キ 入札書の金額の表示を改ざんし、または訂正したもの

ク 一定の金額で価格を表示していないもの

ケ 北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第12号各号のいずれかに該当する入札

コ その他入札に関する条件に違反したとき

(3) 入札にあたっての留意事項

ア 入札にあたっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

イ 開札には共同企業体の代表者又は代表者から委任を受けた代理人が立ち会うことができる。

ウ 開札に共同企業体の代表者又は代表者から委任を受けた代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない病院局職員等を立ち合わせて行う。

エ 入札参加者を構成する企業が入札書または技術提案書の提出までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合、北九州市建設工事等入札参加者の指

名停止要綱別表3のいずれかに該当する場合または経営不振の状態にある場合には、入札に参加することができない。

(4) 入札書及び技術提案書の書換え等の禁止

入札参加者は、提出した入札書、内訳明細書及び技術提案書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

(5) 入札保証金

入札参加者は入札参加にあたり、入札価格の100分の10以上の金額の入札保証金を入札書提出までに納付する。ただし、契約規則第5条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 入札の辞退

入札参加者は、入札書及び技術提案書提出時まで、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、病院局が指定する様式の入札辞退届を使用し、以下に掲げるところにより行う。

ア 入札書及び技術提案書提出日までに代表者又は代表者から委任を受けた代理人が北九州市病院局経営課まで直接持参すること。郵送による場合は「第6 入札手続等について」5(1)ウの期限までに5(1)エの場所に書留郵便を使用し到着するよう送付すること。

イ 入札書及び技術提案書提出期限までに、入札書及び技術提案書を提出しなかった者は失格とする。

(7) 入札の延期等

入札参加者が連合する等し、公正に入札を執行できないと認められる場合、競争性が担保されないと認められる場合、病院局は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、入札にかかる不正な行為が発覚した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(8) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。また、技術提案書については返却しない。

(9) 著作権等の帰属

本工事に関する技術提案書等の著作権は、応募者に帰属する。但し、本工事に関する公表及びその他病院局が必要と認めるときは、病院局または病院局が委託した第三者をして落札者の技術提案書等の全部及び一部を複写し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行い無償で使用することができる。応募者の技術提案書等（北九州市情報公開条例の規定により非公開とすべき箇所は除く）は公表することがある。

8 落札者決定について

(1) 落札者の決定方法

本工事の落札者は、入札価格及び技術提案によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式とする。

(2) 落札者決定基準

落札者決定基準は別に定める。

(3) 評価委員会

本工事の落札者決定にあたり、評価委員会を設置する。評価委員会は、落札者決定基準の決定にあたり意見を述べるとともに、入札参加者から提出された技術提案書の審査を行う。

評価委員会は下記の委員で構成するものとし、委員会の会議運営にあたり必要な事項は別に定める。

なお、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、入札公告後から落札者決定までの間に、評価委員会委員に接触を求めたり、自社を有利に又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じ、該当する行為を行った者は失格とする。

評価委員会 委員名簿

委員は五十音順

	氏名	所属等
委員長	竹下 輝和	九州大学 名誉教授
副委員長	岡田 知子	西日本工業大学デザイン学部 教授
委員	市川 光太郎	北九州市立八幡病院 院長
委員	白石 昌之	八幡医師会 会長
委員	太崎 博美	北九州市立八幡病院 副院長
委員	福田 展淳	北九州市立大学国際環境工学部 教授
委員	村上 吉博	北九州市医師会 副会長

(4) 落札者の決定

落札者は、有効な入札書を提出したのものについて、(2) 落札者決定基準によって評価を行い、算出された評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

第7 落札者決定後の手続きについて

1 契約の締結について

落札者決定後、病院局が定める期限までに本工事の契約を締結する。契約に要する費用の一切は落札者の負担とする。

2 契約保証金

落札者は契約締結にあたり、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締

結までに納付する。ただし、契約規則第25条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

第8 技術提案の履行確認

技術提案書に記載された事項は、契約締結後、病院局と落札者の双方で確認しあい、落札者は履行義務事項として、実施設計図書及び施工計画書に反映するとともに確実に履行しなければならない。

病院局は履行状況について、検査を実施する。

なお、履行確認については、落札者が発注者に適切な確認（管理）方法を提案し、双方協議して決定したうえで、落札者が確実に管理するとともに、病院局の検査に備え、履行状況が確認できる資料を作成しなければならない。

第9 その他

1 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 基本設計者（新北九州市立八幡病院改築工事基本設計委託受託者の代表者をいう。以下同じ）が本工事落札者の構成員とならなかった場合は、別途、基本設計者に対して、本工事に関する基本設計内容の伝達及び実施設計内容が要求水準書に達しているかを確認することを目的とした設計監修業務委託及び工事監理業務委託を発注する予定である。
- (3) 基本設計者が本工事落札者の構成員となった場合は、別途、基本設計者に対して、本工事に関する工事監理業務委託を発注する予定である。また、この場合において基本設計者以外の者に対して、実施設計内容が要求水準書に定める水準に達しているかを確認するモニタリング業務を発注する予定である。
- (4) 病院局又は第三者が別途発注する関連施設等の工事、医療設備、機器類及び各種什器類の設置工事等の施工者等と調整が必要な場合は、落札者は病院局の指示のもと、設計業務、施工業務が円滑に進むように工程管理並びに調整業務を実施すること。